

天理市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を、「代えて個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第14条中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改める。

第15条第2号中「又は個人番号カード」を「、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。